

第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定について

高齢者支援課
認知症対策・地域ケア推進課

1 目的

- 老人福祉法第20条の9及び介護保険法第118条に基づき、本県の高齢者施策・介護保険事業の円滑な実施に資するために策定
- 第8期計画の終期が令和5年度（2023年度）末であるため、次期（第9期）計画を策定

2 計画期間

- 令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）まで〔3年間〕

3 計画策定の基本的な考え方

- 計画の目指す姿を「高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし、みんなで支え合う“長寿で輝く”くまもと」とし、次の「重点目標」を掲げ、6つの「重点分野」で計画を推進

＜重点目標＞

高齢者が元気で活躍する社会の実現や地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の社会参加、自立支援、医療と介護の連携等を推進する。

＜重点分野＞

- ① 高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進
- ④ 多様な住まい・サービス基盤の整備
- ⑤ 介護人材の確保と介護サービスの質の向上
- ⑥ 災害や感染症への対応

【参考】第8期計画

＜重点目標＞

生涯現役社会の実現や地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者の就労促進、自立支援、医療と介護の連携等を推進する。

＜重点分野＞

- ① 生涯現役社会の実現と自立支援の推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 在宅医療と介護の連携推進
- ④ 多様な住まい・サービス基盤の整備
- ⑤ 介護人材の確保と介護サービスの質の向上
- ⑥ 災害や感染症への対応

4 重点的に取り組む事項

- 地域リハビリテーションの推進・地域包括支援センター等の機能強化
- 認知症施策に係る地域支援体制の整備及び社会参加の充実
- 在宅医療と介護を支える多職種連携の促進と市町村支援
- 多様なサービス基盤の整備促進
- 多様な介護人材の確保・育成
- 介護現場の生産性向上と定着促進

5 今後のスケジュール

12月	1月	2月	3月
12/13 厚生常任委員会			
計画案作成	パブリックコメント	保健福祉推進部会	2月～3月 厚生常任委員会報告
			計画策定

1 計画の策定に当たって

○計画の趣旨

本県における高齢者施策・介護保険事業の円滑な実施に資するための計画として策定。
令和6年(2024年)3月をもって現行(第8期)計画の計画期間が終了するため、次期(第9期)計画の策定を行う。

○計画の位置づけ

老人福祉法第20条の9に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第118条に基づく「介護保険事業支援計画」を一体化したものと策定。

○計画期間《3年間》

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)まで
※団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えて



2 高齢者施策に関する課題等

1 高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進

- ・地域・社会活動への参加や能力に応じた働き方を推進することが必要
- ・全国中位に位置する健康寿命を延ばすための取組が必要
- ・高齢者の自立支援のため専門職の関与促進やケアマネジメントの強化が必要
- ・地域の実情に応じた生活支援サービスや移手段の充実が必要

2 認知症施策の推進 《認知症施策推進大綱及び認知症基本法を踏まえた取組の推進》

- ・認知症医療・介護体制の充実・強化に向けた取組が必要
- ・認知症の人の状態は、周囲の人々の関わり方やケアに大きく左右されるため、認知症の人に対する介護の質の向上が必要
- ・若年性認知症は就労面、経済面に加えて、早期発見・診断につながりにくい、居場所が少ない等の課題があるため、様々な分野にわたる横断的かつ継続的な支援が必要

3 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

- ・訪問診療、訪問看護の需要増加に対応していくための体制整備が必要
- ・医療と介護の関係機関や多職種連携によるサービス基盤の強化が必要
- ・限られた資源をより効率的に活用し、質の高い医療や介護サービスを提供するため、医療と介護の情報共有を進めることが必要

4 多様な住まい・サービス基盤の整備

- ・地域の実情を踏まえ、必要なサービスを提供する介護基盤の整備を進めることが必要
- ・高齢者向け住宅等が地域のニーズに応じて適切に供給される環境の確保が必要
- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等を含むサービスの質の確保に取り組むことが必要

5 介護人材の確保と介護サービスの質の向上

- ・生産年齢人口の減少が加速する中、今後増加が見込まれる介護ニーズに対応するため、多様な人材の参入促進による介護人材の確保が必要
- ・介護分野の人的制約が強まる中、介護現場の負担を軽減し、質の高いサービスを維持していくため介護現場の生産性向上が必要

6 災害や感染症への対応

- ・市町村や介護事業所等と連携した自然災害対策の更なる強化が必要
- ・災害発生時における要配慮者の円滑な避難や避難生活の支援に必要な体制の整備が必要
- ・介護サービスの安全かつ継続的な提供に向け、高齢者施設等での平時からの感染防止対策の強化や新興感染症の発生・流行時におけるサービス提供体制の整備が必要

第8期計画
(令和3年度～令和5年度)

第9期計画
(令和6年度～令和8年度)

○高齢者が元気で活躍する社会の実現
○地域包括ケアシステムの深化・推進

計画の目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし、みんなで支え合う“長寿で輝く”くまもと

すべての高齢者が、

- 暮らしたいと思う地域・場所で
- 快適かつ安全・安心に
- 生きがいと社会参加の機会を持ちながら自立して長寿を全うすることのできる熊本を目指します。

基本理念

- 高齢者の尊厳の尊重
- 高齢者の社会参加と自立支援の推進
- 利用者本位の視点の重視
- 住み慣れた地域での安全・安心な生活

重点目標

高齢者が元気で活躍する社会の実現や地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の社会参加、自立支援、医療と介護の連携等を推進する。

具体的施策の展開

重点分野	主要施策（☆：重点取組事項）
(1) 高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進	①地域・社会活動の推進 ②いきがい就労の促進 ③健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進 ☆④地域リハビリテーションの推進・地域包括支援センター等の機能強化 ⑤地域生活の基盤整備 ⑥見守りネットワークの構築
(2) 認知症施策の推進	①医療体制の整備(認知症医療・介護体制の充実・強化) ②介護体制の整備 ☆③地域支援体制の整備及び社会参加の充実 ④高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
(3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進	①訪問診療・訪問看護等の在宅医療の提供体制の充実 ☆②在宅医療と介護を支える多職種連携の促進と市町村支援 ③ICTを活用したネットワークの構築と活用推進
(4) 多様な住まい・サービス基盤の整備	☆①多様なサービス基盤の整備促進 ②個室・ユニットケアの推進 ③特養等における医療・看護サービスの推進 ④多様な住まいの確保
(5) 介護人材の確保と介護サービスの質の向上	☆①多様な介護人材の確保・育成 ☆②介護現場の生産性向上と定着促進 ③市町村と連携した指導・監査等の充実 ④介護給付の適正化に向けた市町村支援
(6) 災害や感染症への対応	①要配慮者の被害防止対策と被災者への支援 ②感染症に対応したサービス提供体制の整備